（特定警備実施要領の一部改正）

第三条　特定警備実施要領（平成二十五年国土交通省告示第千百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○法務省告示第八十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年十月一日

法務大臣　山下　貴司

横浜地方法務局所属　　杉浦　直紀

水戸地方法務局所属　　安藤　慎一

○国土交通省告示第千百八十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき指定する空港等を次のように変更し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年十月一日

国土交通大臣　井林　辰憲

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。

○海上保安庁告示第三十一号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定に基づき、牧山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示を次のように定め、令和八年十月一日から施行する。

令和八年十月一日

海上保安庁長官　宮澤　康一

牧山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示

牧山船舶通航信号所に関する告示（昭和五十九年海上保安庁告示第百五十二号）は、廃止する。

○中部地方整備局告示第六十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年九月四日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年十月一日

中部地方整備局長　西村　拓

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
愛知県名古屋市中村区太閤四丁目２番８号　藤吉工業㈱ 代表取締役社長　加藤　靖始	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場	5－26－H－002－1	フジヨシ浄化槽　ＦＣＤ－Ｘ12Ⅲ型
〃	〃	〃－2	〃　ＦＣＤ－Ｘ14Ⅲ型
〃	〃	〃－3	〃　ＦＣＤ－Ｘ15Ⅲ型
〃	〃	〃－4	〃　ＦＣＤ－Ｘ16Ⅲ型
〃	〃	〃－5	〃　ＦＣＤ－Ｘ18Ⅲ型
〃	〃	〃－6	〃　ＦＣＤ－Ｘ20Ⅲ型
〃	〃	〃－7	〃　ＦＣＤ－Ｘ21Ⅲ型
〃	〃	〃－8	〃　ＦＣＤ－Ｘ25Ⅲ型
〃	〃	〃－9	〃　ＦＣＤ－Ｘ28Ⅲ型
〃	〃	〃－10	〃　ＦＣＤ－Ｘ30Ⅲ型
〃	〃	〃－11	〃　ＦＣＤ－Ｘ33Ⅲ型
〃	〃	〃－12	〃　ＦＣＤ－Ｘ35Ⅲ型
〃	〃	〃－13	〃　ＦＣＤ－Ｘ38Ⅲ型
〃	〃	〃－14	〃　ＦＣＤ－Ｘ40Ⅲ型
〃	〃	〃－15	〃　ＦＣＤ－Ｘ42Ⅲ型
〃	〃	〃－16	〃　ＦＣＤ－Ｘ45Ⅲ型
〃	〃	〃－17	〃　ＦＣＤ－Ｘ48Ⅲ型
〃	〃	〃	〃　ＦＣＤ－Ｘ50Ⅲ型

○近畿地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月一日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田島垣内三四番五から同市寺田庭井四八番まで	前	四五・二二～一四五・六七メートル	○・一○一キロメートル
	後	三三・七五～四三・八七メートル	○・一○一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所